

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和8年4月16日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500558号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600001号

## 第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間③、④、⑥、⑦、⑩、⑫及び⑬に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間③、④、⑥、⑦、⑩、⑫及び⑬に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間③、④、⑥、⑦、⑩、⑫及び⑬に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月8日  
② 平成15年12月22日  
③ 平成16年8月9日  
④ 平成16年12月14日  
⑤ 平成17年8月9日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成19年12月17日  
⑧ 平成20年8月9日  
⑨ 平成20年12月15日  
⑩ 平成23年8月10日  
⑪ 平成24年12月15日  
⑫ 平成25年8月12日  
⑬ 平成25年12月16日

A社に勤務していた各請求期間について、賞与が支給されたが標準賞与額の記録がないの

で記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間③、④、⑥、⑦、⑩、⑫及び⑬について、支給及び控除資料（請求者から提出された賞与に係る明細書、預金通帳の写し、月中取引一覧表及びA社の複数の同僚から提出された賞与に係る明細書をいう。以下同じ。）により、請求者は、別表の第1欄に掲げる各請求期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間③、④、⑥、⑦、⑩、⑫及び⑬に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により推認される賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間③、④、⑥、⑦、⑩、⑫及び⑬に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①、②及び⑤について、月中取引一覧表によると、平成15年8月8日、同年12月22日及び平成17年8月9日にA社からの入金があることから、当該期間において同社から請求者に賞与が支給されていたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求期間当時の社会保険事務担当者は既に亡くなっており、請求期間①、②及び⑤に係る賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認できる資料はない旨陳述している上、同僚からも当該期間に係る賞与明細書を得ることができないなど、A社が当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたことを確認又は推認できる資料がないことから、月中取引一覧表により確認できる入金額から当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、請求期間⑧、⑨及び⑪の賞与が振り込まれたことがうかがわれるB銀行に照会したが、当該期間に係る取引履歴について確認できないほか、賞与の支給、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる資料を得ることができない。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地であるC市及びD市からは、請求者の社会保険料控除額等が確認できる資料について、期間経過により取得することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②、⑤、⑧、⑨及び⑩における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、⑤、⑧、⑨及び⑩に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支給額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 により訂正する 標準賞与額
③ 平成16年8月9日	250,000円	19,000円	19,000円
④ 平成16年12月14日	260,000円	19,000円	19,000円
⑥ 平成17年12月15日	300,000円	365,000円	300,000円
⑦ 平成19年12月17日	301,000円	301,000円	301,000円
⑩ 平成23年8月10日	280,000円	280,000円	280,000円
⑫ 平成25年8月12日	266,000円	266,000円	266,000円
⑬ 平成25年12月16日	275,000円	275,000円	275,000円